

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置
2	対象税目	(地方税 8) (固定資産税:外) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>再生可能エネルギー発電設備(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第三項に規定する発電設備)(※)に係る課税標準の特例について、2年間延長する。</p> <p>※太陽光発電設備、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備</p> <p>特例措置の内容</p> <p>上記設備について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、以下の価格に軽減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備(自家消費型に限る)、風力発電設備:課税標準となるべき価格の2/3 ・中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備:課税標準となるべき価格の1/2 <p>※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に軽減率を設定できる「わがまち特例」を適用する。</p> <p>(太陽光、風力については1/2~5/6の間で設定。中小水力、地熱、バイオマスについては1/3~2/3の間で設定。)</p> <p>《関係条項》</p> <p>地方税法附則第 15 条第 32 項</p>
4	担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間:平成 24 年 7 月~平成 29 年 3 月
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 21 年度 政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備について、課税標準を3分の2とする特例措置が創設</p> <p>平成 23 年度 現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の限定を解除し、対象設備を太陽光発電設備から再生可能エネルギー利用設備に拡充する要望をしたが改正ならず。現行の特例措置と同条件で適用期限を1年間延長の上、廃止(サンセット)。</p> <p>平成 24 年度 対象設備を再生可能エネルギー特別措置法に規定する認定発電設備として、「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置」の創設</p> <p>平成 26 年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成 28 年度 適用期限を2年延長し、地熱発電設備、中小水力発電設備、バイオマス発電設備については軽減率を1/3から1/2へ深掘り。(※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に軽減率を設定できる「わがまち特例」を適用する。</p>

			(太陽光、風力については1/2～5/6の間で設定。中小水力、地熱、バイオマスについては1/3～2/3の間で設定。)
7	適用又は延長期間		2年間(平成 31 年度末まで)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>○長期エネルギー需給見通し(平成 27 年7月決定)</p> <p>2030 年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を 22～24%とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>長期エネルギー需給見通し(平成 27 年7月決定)</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 地球温暖化対策の推進</p> <p>1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>2030 年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を 22～24%とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高く、導入初期の固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整を必要とする場合が多く、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが求められる点も負担となっている。本特例措置は導入当初の固定資産税を軽減するものであり、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができることから、本措置は有効である。</p> <p>固定価格買取制度の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備の設備導入量(資源エネルギー庁調べ)</p> <p>平成 26 年度の導入量 1,157.2 万 kW</p> <p>平成 27 年度の導入量 967.8 万 kW</p> <p>平成 28 年度の導入量 695.8 万 kW</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p>平成 27 年 適用件数 43,548 件</p> <p>平成 28 年 適用件数 309 件(見込み)</p> <p>平成 29 年 適用件数 309 件(見込み)</p> <p>(推計方法:太陽光発電設備については、平成 28 年度再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付決定件数と同程度の導入があるものとして推計。その他の電源については、固定価格買取制度の認定を受けて平成 28 年に稼働した再生可能エネルギー発電設備と同程度の導入があるものとして推計。)</p>

		<p>○将来の推計(平成30年度改正において本特例措置が延長された場合、実際に固定資産税の軽減が受けられるのは平成30年度からであり、平成30年度以降の適用件数について記載する。)</p> <p>平成30年度 309件 平成31年度 309件</p> <p>推計方法:太陽光発電については、平成28年度再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付決定件数と同程度の導入があるものとして推計。その他の電源については、固定価格買取制度の設備認定を受けて平成28年に稼働した再生可能エネルギー発電設備と同程度の導入があるものとして推計。詳細は別添を参照。</p>
②	減収額	<p>○過去の実績</p> <p>平成27年度減収額 11,022百万円 平成28年度減収額 14,103百万円(見込み) 平成29年度減収額 13,361百万円(見込み)</p> <p>推計方法: 平成27年度減収額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」から推計。 平成27年度 適用総額 787,347,401千円 減収額 787,347,401千円×1.4%(固定資産税率)=11,022百万円</p> <p>平成28年度、平成29年度の減収額は、太陽光発電設備については、平成28年度再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付決定件数と同程度の導入があるものとして推計。その他の電源については、固定価格買取制度の認定を受けて平成28年に稼働した再生可能エネルギー発電設備と同程度の導入があるものとして、「設備導入容量(kW)×再生可能エネルギー発電設備毎の1kWあたりのシステム単価」の計算式により推計。詳細は別添参照。</p>
③	効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>○将来の推計(平成30年度改正において本特例措置が延長された場合、実際に固定資産税の軽減が受けられるのは平成30年度からであり、平成30年度以降の減収額について記載する。)</p> <p>平成30年度減収額 8,338百万円 平成31年度減収額 2,765百万円</p> <p>推計方法:太陽光発電設備については、平成28年度再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付決定件数と同程度の導入があるものとして推計。その他の電源については、固定価格買取制度の認定を受けて平成28年に稼働した再生可能エネルギー発電設備と同程度の導入があるものとして、「設備導入容量(kW)×再生可能エネルギー発電設備毎の1kWあたりのシステム単価」の計算式により推計。詳細は別添参照。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本税制措置により、再生可能エネルギー設備における導入初期のキャッシュフロー改善を行うことで事業リスクの低下と再投資の拡大を図るとともに、再生可能エネルギーの自立化・長期安定発電につながる設備の積極的な普及を通じて、エネルギーミックスの水準実現と再エネの中長期的な自立化・長期安定発電を達成に寄与する。</p>

			<p>また、再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、地域に新しい産業を起こし地域活性化につながるものであるとともに、震災等の緊急時のエネルギー源確保に貢献し、地域でのエネルギー安定供給に寄与するものである。</p> <p>以上から、税収減減を是認する効果があると見込まれる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>平成24年7月の固定価格買取制度開始後、平成29年3月末時点で新たに運転を開始した再生可能エネルギー発電設備は約3,539万kWであり、認定量は約8割、導入量は9割以上を太陽光発電が占めている。一方、太陽光以外の電源については、固定買取制度開始から5年が経過してもなお、制度開始前と比較して導入が十分加速されていない状況である。そのため、再生可能エネルギーの特性や実態を踏まえつつ、バランスの取れた導入を進めるべく、普及状況の違いに応じて措置の内容を検討することが必要である。</p> <p>エネルギーミックスにおける太陽光の導入見通しは約6,400万kWであるのに対して、平成29年3月末時点での固定価格買取制度の設備認定を受けた太陽光発電(住宅+非住宅)の設備容量は約8,454万kWである。しかし、改正FIT法施行に伴い、45.6万件(同2,766万kW)が失効となる見込みであり、さらに土地確保や系統の空き容量等の理由で、全ての認定設備が運転開始に至るとは限らない見込みである。</p> <p>エネルギーミックスの水準実現のためには、太陽光の導入を引き続き進めていく必要がある。その上で、今後は太陽光発電の持つ需要地近接型の分散型電源という特徴を踏まえた導入を促進するため、税制措置においては自家消費型の導入を支援する。</p> <p>また、エネルギーミックスにおいては、「自然条件によらず安定的な運用が可能な地熱・水力・バイオマスにより原子力を置き換えることを見込む。これら電源について、環境面や立地面等の制約を踏まえつつ実現可能な最大限まで導入することを見込む」、「大規模風力の活用等により最大限の導入拡大を図る」との方針が示された。これを実現するためには、安定的に運用可能なベースロード電源を中心に、最大限の導入拡大へ向けたインセンティブ措置が必要である。これらの設備は、エネルギー源の特性を踏まえ、引き続き固定価格買取制度の設備認定を受けた設備を特例措置の対象とし、固定価格買取制度と合わせて導入拡大を進めていく。</p> <p>再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高く、導入初期の固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整を必要とする場合があり、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが求められる点も負担となっている。導入当初の固定資産税を軽減する本措置は、再生可能エネルギーを導入する者のキャッシュフロー改善を通じ、導入量の増加や導入時期の早期化等の導入押し上げ効果が期待できるものであり、再生可能エネルギーの導入に極めて有効である。そのため、課税標準の軽減措置を継続することで、長期的な投資インセンティブの確保による再生可能エネルギー</p>

		の最大限導入を目指す。
②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>税制:エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除</p> <p>融資:日本政策金融公庫の低利融資</p> <p>制度:再生可能エネルギーの固定価格買取制度</p> <p>【他の支援措置との役割の違い】</p> <p>固定資産税の課税標準の特例は、設備導入後の固定資産税の課税対象年以降(主に設備導入後2年目以降)の税負担を3年間軽減し、導入初期(導入後2年目以降)のキャッシュフローを改善させるもの。</p> <p>他の支援措置の目的等は以下のとおり。</p> <p>○エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(税制)</p> <p>再生可能エネルギー発電設備等の設備を導入した者に対して、導入初年度に広く特別償却又は税額控除による支援を行うことにより、導入後初年度のキャッシュフロー負担を改善させ、設備の再投資を促進するもの。</p> <p>○日本政策金融公庫の低利融資(融資)</p> <p>資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、太陽光発電等の導入に必要な資金の低利融資の政策的支援を行うことで、資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利息の低減を図るもの。</p> <p>○再生可能エネルギーの固定価格買取制度(制度)</p> <p>再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社が、政府の定めた調達価格・調達期間で買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。</p>
③	地方公共団体が協力する相当性	<p>再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、地域に新しい産業を起し、地域活性化につながるものであるとともに、震災等の緊急時のエネルギー源確保に貢献するもの。特に自家消費型太陽光発電は、設置の容易さや、多様な立地場所に応じた設置が可能という利点を生かし、公共施設や学校、工場の屋根等を活用した太陽光発電の普及が進んでおり、地域のエネルギー自給自足を促進している。</p> <p>また、再生可能エネルギーは各地域に分散する地域資源であることから、地域特性を生かしつつ導入を進めていくためには、地方公共団体の協力が不可欠である。具体的には、地域の産業創出や雇用確保等の地域活性化につながる形での導入を進めることや、地元住民の理解を得て地域との調整を図っ</p>

			ていくことなどにおいては、地方公共団体の役割が極めて重要である。
11	有識者の見解		-
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年8月